

京都市地球温暖化対策条例の一部を改正する条例（令和6年11月8日京都市条例第13号）（環境政策局地球温暖化対策室）

都市緑地法等の一部を改正する法律（令和6年法律第40号）の施行による都市緑地法の一部改正等に伴い、京都市地球温暖化対策条例について、規定を整備することとしました。

この条例中第67条の改正規定は都市緑地法等の一部を改正する法律（令和6年法律第40号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から、その他の改正規定は公布の日から施行することとしました。

京都市地球温暖化対策条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年11月8日

京都市長 松井孝治

京都市条例第13号

京都市地球温暖化対策条例の一部を改正する条例

京都市地球温暖化対策条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号ア中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に改める。

第6条第2項第2号中「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」を「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」に改める。

第19条中「第2条第16項」を「第2条第17項」に改める。

第67条第1項本文中「第4条第2項第8号」を「第4条第2項第10号」に改める。

附 則

この条例中第67条の改正規定は都市緑地法等の一部を改正する法律（令和6年法律第40号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から、その他の改正規定は公布の日から施行する。

(環境政策局地球温暖化対策室)